

## 令和7年度一人当たり国民健康保険標準保険税額(令和6年度分算定との比較)

《医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算》

(単位:円)

市町村名	令和6年度分算定 ①	令和7年度分算定 ②	比較	
			金額の差 ③=②-①	増減率 ④=③÷①
大分市	141,403	137,488	▲ 3,915	▲2.77%
別府市	118,072	118,243	171	0.14%
中津市	127,481	126,589	▲ 892	▲0.70%
日田市	150,234	148,380	▲ 1,854	▲1.23%
佐伯市	133,650	133,119	▲ 531	▲0.40%
臼杵市	126,532	133,519	6,987	5.52%
津久見市	131,060	131,031	▲ 29	▲0.02%
竹田市	152,243	147,040	▲ 5,203	▲3.42%
豊後高田市	132,900	130,785	▲ 2,115	▲1.59%
杵築市	132,605	130,014	▲ 2,591	▲1.95%
宇佐市	126,066	123,875	▲ 2,191	▲1.74%
姫島村	115,041	110,457	▲ 4,584	▲3.98%
日出町	145,253	138,193	▲ 7,060	▲4.86%
九重町	149,155	143,773	▲ 5,382	▲3.61%
玖珠町	150,256	137,598	▲ 12,658	▲8.42%
豊後大野市	136,332	130,511	▲ 5,821	▲4.27%
由布市	143,181	139,531	▲ 3,650	▲2.55%
国東市	130,019	126,315	▲ 3,704	▲2.85%
県平均	136,011	133,447	▲ 2,564	▲1.89%

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」等に基づき算定。

2 一人当たり標準保険税額(①及び②)は、市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いた額(本来の保険税額)であり、法定外一般会計繰入等を行った場合、実際の保険税額は一般的にこの金額より低くなる。

3 実際に賦課する保険税は、前年の総所得金額等が一定の基準以下の世帯は均等割額及び平等割額が減額される。